

経済安全保障推進会議運営要領

経済安全保障推進会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議において配布された資料は、原則として、公表する。ただし、議長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
2. 会議の内容については、会議終了後、記者ブリーフを実施する。
3. 会議の議事概要を公表する。ただし、議長が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないものとすることができる。
4. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。